

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人フォーリン・プレスセンター（以下「センター」という）という。

(事 務 所)

第 2 条 センターは、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 センターは、外国報道関係者に対し、わが国に関連する正確且つ豊富な資料を常時提供するとともに、わが国における取材活動を積極的に支援することにより、わが国と世界各国との親善関係の強化、相互理解の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、日本政府が行う広報活動を支援、協力し、次の事業を行う。

- (1) わが国に関連する資料の整備、及び必要に応じたこれらの翻訳提供、並びにプレティンの編集発行
- (2) 外国報道関係者に対する会見斡旋その他の取材協力、並びに国内視察旅行の斡旋
- (3) 関係省庁との連絡及び広報活動についての情報収集
- (4) 外国報道関係者（団体を含む）及び在京大使館広報担当官との定期的会合の開催

- (5) 外国報道関係機関の実態調査並びに外国における広報活動の調査研究
- (6) わが国の政治、経済、社会、文化等あらゆる分野の調査研究
- (7) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 センターの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資 産 の 種 別)

第 6 条 センターの資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産として、指定して寄附された財産
- (2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財 産 の 管 理)

第 7 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

2. センターの資産のうち基本財産は、これを処分し又は担保に供することは出来ない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の二分の一以上の議決を得、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経 費 の 支 弁)

第 8 条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事 業 年 度)

第 9 条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(剰 余 金 の 処 分)

第 10 条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか若しくは翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(会 計 書 類 等)

第 11 条 理事長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

2. 監事は、前項の書類を受領したときは、速やかにこれを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない

3. 理事長は、前項の書類及び報告書について理事会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第 3 章 役員等

(役員)

第 12 条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 専務理事 1 名
- (3) 理事 10名以内 (理事長及び専務理事を含む)
- (4) 監事 2 名以内

(役員 の 選 任)

第 13 条 理事及び監事は、評議員会から推薦された者のうちから理事長が選任するものとする。

2. 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

(役員 の 職 務)

第 14 条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2. 専務理事は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織してセンターの業務を執行する。
4. 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員 の 任 期)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠若しくは増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

第 16 条 理事長は、役員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会の議決を得てその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報 酬)

第 17 条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2. 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

(評 議 員 及 び 評 議 員 会)

第 18 条 センターに、評議員 20 名以内を置く。

2. 評議員は、学識経験者及び報道関係者のうちから理事長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に別に定めるもののほか、必要と認める事項について理事長に助言する。
4. 評議員会は、理事長が必要と認めたとき招集する。

5. 評議員会の議長は、評議員の互選によりあてる。
6. 評議員の任期は、2 年とする。

(顧 問)

第 19 条 センターに、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べる
ことができる。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集 等)

第 21 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事長は、理事の三分の一以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して理事会開催の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に招集しなければならない。
3. 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 決 事 項)

第 22 条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他の重要事項

2. 前項第 1 号及び第 2 号の事項は、評議員会に付議した後これを議決するものとする。

(定 足 数 等)

第 23 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書 面 表 決 等)

第 24 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 25 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

3. 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(規 定 の 準 用)

第 26 条 第 21 条第 3 項、第 23 条及び第 24 条の規定は、評議員会に準用する。

第 5 章 事 務 局

(事 務 局)

第 27 条 センターに、事務局を置き、必要な職員を置くものとする。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 28 条 この寄附行為は、総理事の四分の三以上が出席した理事会において、出席理事の四分の三以上の議決を得、かつ、外務大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 29 条 センターは、総理事の四分の三以上が出席した理事会において、出席理事の四分の三以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 30 条 センターの解散に伴う残余財産の処分は、総理事の四分の三以上が出席した理事会において、出席理事の四分の三以上の議決を得、かつ、外務大臣の許可を受けて、センターと類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 31 条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(附 則)

1. この寄附行為は、外務大臣の設立の許可を受けた日から施行する。
2. センター設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和 52 年 3 月 31 日に終わるものとする。
3. センター設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず設立発起人会において選任された別紙記載のものとする。
4. センター設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、外務大臣の設立の許可後最初の理事会までとする。
5. センターの設立時における基本財産は 2,000 万円とする。